

かいぎん

News-Release

2024年3月25日

お客様各位

株式会社 沖縄海邦銀行

〒900-8686 那覇市久茂地2丁目9番12号

手形・小切手の全面的な電子化に向けた当座預金への対応について

金融界は産業界と連携し、政府で閣議決定された「約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」に向け2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化をめざします。

これに伴い、沖縄海邦銀行（頭取 新城一史）は、手形や小切手を使用する当座預金について、以下の対応を実施します。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 対応内容：当座預金の払戻請求書によるお引出しの開始
令和6年5月1日（水）より、当座預金の払戻請求書によるお引出しを開始致します。当行所定の払戻請求書へ記入・押印、および当座預金入金帳を提示いただくことで、お取引店において当座勘定からの払戻しが可能となります。
これに伴い、同日付けにて当座勘定規定（一般用）を改定します。
- 対象規定：当座勘定規定（一般用）
- 改定内容：払戻請求書による当座勘定からの払戻し開始にともなう改定
※改定箇所につきましては、次ページの新旧対照表（下線部分を変更）をご参照ください。
- 改定日：令和6年5月1日（水）

以上

《お問い合わせ先》
事務統括部 事務管理担当 比嘉
TEL：(098) 917-1379（直通）

新旧対照表

当座勘定規定（一般）	
改定後	改定前
<p>7.（手形、小切手の支払等）</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>（4）<u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座預金入金帳とともに提出してください。また、払戻しに際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>	<p>7.（手形、小切手の支払）</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
<p>17.（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>又は諸届け書類に使用された印影又は署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>17.（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影又は署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>